

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 石原 慎太郎

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：大井ふ頭その1・その2間埋立事業

種 類：公有水面の埋立

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京港第7次改訂港湾計画」（平成18年3月公示）に基づき、東京港の物流機能を強化するための港湾関連用地を確保する目的で、大井ふ頭その1及び大井ふ頭その2埋立地間の水域に新たに埋立地を造成するものである。

対象事業の内容の概略は表3-1に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
計 画 地	東京都大田区東海六丁目地先
用途地域	工業専用地域、準工業地域（現状）
埋立面積	22ha
工事期間	平成22年度～平成26年度
竣工予定	平成26年度

4. 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
<p>大気汚染</p>	<p>○工事の施行中</p> <p>工事付加濃度は、浮遊粒子状物質と二酸化硫黄は施工区域境界の北側、窒素酸化物はそのやや南西側で最大濃度が予測され、二酸化硫黄が 0.002ppm 程度、浮遊粒子状物質は 0.002mg/m³ 程度、二酸化窒素は 0.009ppm 程度であった。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の付加濃度は検出下限値¹⁾レベルの低濃度なので、影響はごく小さいと考えられる。また商業・住居系地域の付加濃度は施工区域境界に比べてさらに小さくなるため、影響は少ない。</p> <p>二酸化窒素の検出下限値は 0.001ppm なので、施工区域境界では工事による影響が生じる可能性はあるが、商業・住居系の地域では検出下限値以下であるため、影響は少ないと考えられる。</p> <p>地域の環境濃度を加えた大気環境濃度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価を満足している。二酸化窒素では八潮測定局や住居系地域の八潮団地等では日平均値の 98% 値が 0.06ppm 以下となり環境基準の達成が予測されるが、施工区域境界、京浜島、大田市場花卉棟では、工事による付加濃度は環境濃度の 2% 未満であるものの、京浜島測定室が環境基準を超えているため、環境基準を満足しないことが予測される。そのため、環境保全措置と工事中の環境監視（事後調査）の徹底を図り、工事による影響を最小限にするように努める。</p>
<p>水質汚濁</p>	<p>○工事の施行中</p> <p>本事業では床掘浚渫は実施せず、埋立工事における S S の最大発生量は東京港で実施された既存事例のうち発生量が最も小さい「豊洲・晴海地区の水際線埋立事業」の約 13% とわずかである。既存事例では水質評価基準（S S 濃度 25mg/L）を満足していることから評価の指標を下回ると予測される。</p> <p>COD、亜鉛、全窒素、全りんについても、既存事例の工事着工前後における公共用水域の環境基準地点の濃度に差はみられていないことから、現況濃度を大きく悪化させることはなく、生活環境項目に及ぼす影響はわずかであると予測される。</p>

1) その分析法で検出できる最小量を指し、大気汚染常時監視測定においては現状における測定機の分解能の最小単位が用いられている（環境省 水・大気環境局「大気汚染常時監視マニュアル第5版」平成 19 年 3 月 p. 280）。

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水循環	<p>○工事の完了後</p> <p>資料調査及び現地調査結果によれば、大井ふ頭その1とその2間の水路を東西に分断する土手状地形は、周辺埋立地と比較して標高は同等程度であり、満潮時においても計画地前面及び計画地背後の水路間での海水交換は確認されていない。</p>
生物・生態系	<p>①水生生物</p> <p>○工事の施行中</p> <p>工事の施行中は、工事ともなう水質汚濁が生じるため、一時的な生息環境への影響が考えられるが、濁り等の水質の変化は水生生物の生息環境に影響を与えるほどではないと予測されることから、水生生物に及ぼす影響は少ないと予測される。</p> <p>○工事の完了後</p> <p>工事の完了後は、新たに 22ha の埋立地が出現し、水生生物の生息域の一部が減少するが、計画地は夏季を中心として底層が貧酸素状態となるため底層は無生物状態になり水生生物の生息に適した環境ではない。また、計画地前面で確認された底生動物は汚濁に強い種類であり、確認された魚類は生活史の一部の時期に回遊する種類か、周辺の海域でも広く分布している種類であるため、水面が消失しても東京湾の広域的な水生生物の分布や種類、現存量に影響を及ぼすものではないと考えられる。計画地の周辺には干潟や浅場が存在することから、計画地周辺を一体で考えた場合、水生生物に及ぼす影響は少ないと考えられる。</p> <p>計画地はドライドックとして使用されていたため急深であり、浅場はほとんどない。</p> <p>計画地背後の水域との水循環はなく、計画地は湾入部であるため流れには影響は及ぼさないと考えられることから、周辺海域の魚卵や稚仔魚の輸送機能にも影響はないと考えられる。</p> <p>また、計画地前面の海底地形は改変せず、工事の完了後は排水等の排出も行わないことから、計画地前面海域にも影響はないと考えられる。</p>

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
生物・生態系	<p>②鳥 類</p> <p>○工事の施行中</p> <p>工事にもなう騒音、水質汚濁等が生じるため、一時的な生息環境への影響が考えられるが、保全措置を講じること等によって工事にもなう影響範囲は事業実施区域の近傍に限られること、鳥類は工事の影響が及ばない近隣の水面、干潟、浅場へと一時的な退避が可能であり、鳥類の生息に及ぼす影響は少ないと考えられる。</p> <p>○工事の完了後</p> <p>工事の完了後は、新たに 22ha の埋立地が出現し、対象種の生息場所である水面の一部が減少するが、計画地背後にある水面、浅場、干潟には影響は及ぼさない。また、計画地と計画地背後の水面を隔てる土手状地形は現状を維持する。</p> <p>計画地の周辺には、大井ふ頭中央海浜公園、森ヶ崎の鼻、多摩川河口などの干潟、浅場も存在するため、予測対象種に及ぼす影響は少ないと予測されることから、評価の指標は事業者の実行可能な範囲で満足すると考えられる。</p>
景 観	<p>○工事の完了後</p> <p>本事業によって埋立地が造成されるが、周辺も埋立地で同様の土地利用となっていること、城南野鳥橋が存在するため、一般市民が眺望できる場所からの景観に大きな違いはないと考えられることから、基本的な景観要素の変化は小さいと予測される。</p> <p>埋立地の存在における基本的な景観構成要素に変化はなく、景観に及ぼす影響は少ないものと考えられる。</p>
廃棄物	<p>○工事の施行中</p> <p>工事にもなう発生する伐採樹木・伐採根は約 40m³、建設発生土は約 20m³、撤去鋼材は約 460 t である。</p> <p>建設発生土は、原則として場内において再利用を行う。</p> <p>伐採樹木・伐採根は、東京都の許可を受けている業者に委託し、適切な処理に努める。</p> <p>撤去鋼材は、腐食していない部分については鉄スクラップとしてリサイクルを検討する。腐食部分については産業廃棄物であるため、東京都の許可を受けている業者に委託し、適正な処理に努める。</p>

5. 調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由の概要は、表 5-1 に示すとおりである。

調査計画書に対する知事の審査意見書及び周知地域区長の意見を勘案するとともに、事業計画の具体化にともなって調査計画書の一部を修正した。

表5-1(1) 調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由の概要（1）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
6. 対象事業の目的及び内容		
事業の内容	埋立地の形状・面積	事業計画の具体化にともない、形状について軽微に変更した。
	埋立土砂搬入計画	事業計画の具体化にともない、埋立土砂の搬入は、中央防波堤外側埋立地の埋立用材置場から建設発生土を、陸上輸送及び海上輸送によって計画地に搬送することとし、陸上搬入ルートは、住宅地に近接した一般道路から、臨港道路に変更した。
7. 環境影響評価の項目		
予測事項	大気汚染の予測事項	事業計画の具体化にともない、建設機械及び工事用船舶の稼働時期・稼働場所が重なったため、建設機械及び工事用船舶の稼働にともなう大気汚染とした。
	騒音・振動の予測事項	事業計画の具体化にともない、埋立土砂の搬入経路が海上輸送主体となり、陸上輸送の経路も住宅地に近接しないルートに変更になったため、道路交通騒音・振動は評価項目から除外した。 なお、計画地に最も近い住宅地沿道の道路交通騒音の状況は資料編（資料編2.4）に示す。
	水質汚濁の予測事項	工事にともなう影響は、濁り以外の水質項目も考えられるため、「工事にともなう濁りの発生等の水質変化」に修正した。
選定理由	水質汚濁の選定理由	工事にともなう影響は、濁り以外の水質項目も考えられるため、「護岸築造工事及び埋立土砂投入にともなう濁りの発生等の水質の変化が考えられる。」に修正した。

表5-1(2) 調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由の概要（2）

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由
8. 環境に及ぼす影響の内容の程度並びにその評価		
大気汚染	調査地点の変更	一般環境における大気汚染及び気象現地調査地点として選定した場所において、既存の港湾関連用地を利用する車輛等による影響が考えられたため、調査地点を変更した。
水質汚濁	予測事項	予測事項を「埋立工事にともなう濁りの発生等の水質変化」に修正した。
水循環	調査方法の変更	現地調査のうち測量調査については、同時期に別途現地測量調査を実施したため、その調査結果を引用した。 現地調査では、植生や冠水状況等の土地の状況を確認した。
生物・生態系	調査地点の追加	計画地背後の調査地点であるNO.2（計画書では地点3に該当）において、既存資料調査の調査地点との整合を考慮して、底生動物の調査地点を水域中央部（NO.2）と干潟部（NO.2-1）に設定した。
9. 当該対象事業の実施により環境に影響が及ぶと予想される地域を管轄する特別区の名称及びその地域の町名		
環境に影響を及ぼすおそれがある地域の町名		事業計画の具体化にともなって、品川区では八潮1丁目の一部、八潮4丁目の一部、八潮5丁目の一部を除外した。大田区では城南島4丁目の一部を追加した。